

2020年7月12日

辻 恭子 & 辻 俊雄 様

辻 竜也 様

西山 円 様

写し： 成年後見人 安部 高樹 様

写し： 弁護士 岩永 隆之 様

件名： 西山キミ卫の葬儀および法要の費用

2018年11月30日 キミ卫母の相続準備のための話し合いを辻宅でしました。

母 キミ卫の老人ホーム入居については、その時点では長男 紀男は妹 恭子から何も知らされていませんでした。

当然、相続についての遺言も無く、申し渡しも無く、妹 恭子との話し合いが必要になりました。

その折、「母 キミ卫、妹 和子、弟 紘二の葬儀」について紀男は、3人分の葬儀費用を負担するのは経済的に大変なので、火葬場での直葬を提案した。

直葬についてはWebサイトの資料を印刷して渡した。

妹 恭子は何も反論しなかった。

また、母 キミ卫が互助会に加入して、3人分の葬儀の準備をしていることも開示しなかった。

2019年3月22日 弟 紘二の葬儀打合せの折、平安社の筑紫氏から母 キミ卫がセレモニ-長崎の互助会会員であることを知らされた。

弟 紘二の葬儀施行の間中、妹 恭子は喪主（母 キミ卫）を代行して当葬儀を主宰した紀男に互助会の情報を全く知らせなかった。

現在、母 キミ卫は103歳、万が一に備えて葬儀の準備をしておく段階にあります。かいごの花みずきの担当者にも、医師による死亡確認の後の手順などを2度ほど電話で確認しました。

また、平安社の筑紫氏から提供された母 キミ卫の互助会積立ての現状を確認したく、成年後見人、安部 高樹氏、に調査を依頼しました。

三人（西山 キミ卫、和子、紘二）の葬儀は西山家の喪主として紀男が主宰する。互助会の契約があることについて、辻 恭子は紀男に何故隠さなければならなかったのか？ その理由を説明して欲しい。

互助会の契約書は、辻 恭子から西山へ引き渡されるべき。

速やかに（書留速達で）キミ卫葬儀の喪主となる西山 紀男へ送付すべきである。

(1) セレモニー長崎の互助会加入について、

2020年7月8日付の成年後見人、安部 高樹氏、からのメールにより、現時点で、セレモニー長崎の互助会に5口の積立が残っている、ことを知りました。

この中から、母 キミ卫と 妹 和子に配分することになるでしょう。

(2) 葬儀費用について、

母 キミ卫の葬儀は、弟 紘二の場合と同等の内容にすると、

・葬儀社関係（互助会積立て適用）に80万円、

・納骨、法要に70万円、

合計150万円となる。

また、夫 留太郎、と釣合う法名は、「院」「大姉」の150万円以上、

「院」「信女」にするならば100万円であり、

総計300万円以上または250万円が必要となる。

(3) 葬儀費用の支出について、

民法第909条の2は【遺産の分割前における預貯金債権の行使】について定めている。

それによれば、葬儀費用その他の事情を勘案して、相続開始時の債権額の3分の1に当該共同相続人の相続分を乗じた額を単独で支出できる、と定義されています。

預貯金は3行5口座に分散している。

十八銀行 住吉支店： 209万円

親和銀行 諫早支店： 102万円

その他小口3口座の合計： 89万円

2020年3月時点の全口座の残高は、合計401万円だった。

2021年2月の時点を取定する。

年間36万円（毎月3万円）不足している現状から推定すると、

十八銀行 住吉支店 普通口座：209万円 ⇒  $209 - (120 + 36) = 53$ 万円

親和銀行 諫早支店 普通口座：102万円 ⇒  $102 + 10 \times 12 = 222$ 万円

上記改正民法により可能になった遺産分割前の葬儀費用引き出しは、銀行ごとに実行されるので、事前支出可能な口座は親和銀行 諫早支店 普通口座のみ。

これに適用すると、

$222 \text{万円} \times 1/3 \times 1/3 = 24 \text{万円}$  となる。

これは、上記（２）葬儀費用のいずれの場合の費用にも大幅に不足し、葬儀の履行に程遠い。

（４）葬儀費用の調達：

2020/5/18 付で発信した「後見等事務報告書に関する質問」に記載の【質問5.】西山キミ卫の資産から費消した辻俊雄名義の生活費用は返済すべし。

辻 恭子&俊雄は、母 キミ卫が介護施設に入居して以来、

辻 俊雄名義の生活費用を西山 キミ卫の資産から費消したと判明している支出は、下記のとおりです。

- ① 辻俊雄名義の建物の修理代 100万円（平成25年1月22日支出）
- ② 辻俊雄名義の自動車の購入代 100万円（平成24年11月28日支出）
- ③ 辻俊雄が使用した電気・水道・NHK受信料 439万円（平成17年10月～平成31年3月）
- ④ 辻俊雄名義の建物の下水道管取替工事 10万円（平成31年4月18日支出）

上記項目の合計 649万円

辻 俊雄は、当金額を直ちに西山 キミ卫の口座へ返済すべきです。

（５）終りに：

キミ卫母は、自らの葬儀に関わる費用を賄うための預金残高も残して無い。

加えて、山口節夫氏より立ち退き要請されていた墓を20年以上放置していた。

西山の先祖様が遺した莫大な財を何故ここまで散財したのか？

父 留太郎の遺産相続時、預貯金の全てと、和子・紘二に遺した不動産を除いた全ての不動産をキミ卫名義にして相続処理した紀男への思い遣りも無かったのか？

200年以上も続いた「西山の家」を存続していこうと言う意識が無かったのか？

80歳を過ぎて、晩年にこのような残念な思いをすることは、想定外であった。

以上、

道後湯之町 西山 紀男